

## 特別養護老人ホームうおの園入所に関する基準

(趣旨)

第1条 特別養護老人ホームうおの園(以下「施設」という。)への入所申込みの際し、入所基準を明らかにし、入所決定の過程における透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施をすすめるものとする。

(入所判定対象者)

第2条 入所判定対象者は下記のとおりとする。

(1) 要介護3から要介護5までの要介護者。

(2) 要介護1又は2の方で、居宅において日常生活を営むことが困難な事について、やむを得ない事由があることによる特例的な施設への入所(以下「特例入所」という。)が認められる者。

2 特例入所の要件に該当することの判断に際しては、以下の事情を考慮し、入所判定が行われるまでの間に、保険者市町村との間で情報共有、意見を求めたうえで判断する。

① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

(入所申込み・提出書類)

第3条 入所申込みは「特別養護老人ホームうおの園入所申込書」(以下「入所申込書」という。)に、別紙1「介護支援専門員意見書」(以下「意見書」という。)を添えて、施設に申込みを行なうものとする。

2 要介護1又は2で申込みをする場合は、上記の申込み書類の他に、別紙2「特例入所希望意見書」(以下「特例意見書」という。)を添えて申込みを行うものとする。

3 入院中や介護保険除外施設(障害者施設など)入所者の入所申し込みの際に、適当な介護支援専門員がいない場合、当該病院(施設)のソーシャルワーカーなど、本人及び家族の状態をよく把握している者が作成した意見書を添えて、申込みを行なうものとする。

(入所検討委員会)

第4条 入所検討委員会(以下「委員会」という。)は、入所申込書と意見書をもとに、入所希望者とその家族の状況を総合的に検討し、入所の必要性や入所順位を決定するものとする。

2 委員会においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について改めて保険者市町村に意見を求めることとする。

3 入所申込みの辞退や削除等の事由が生じた場合は、その内容を委員会にて報告を行なうものとする。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士、介護支援専門等の施設関係者及び市町村担当課職員、在宅介護支援センター職員等の施設職員以外の福祉関係者を含めて構成する。

(会長)

第6条 委員会に会長を置き、施設長がこれにあたる。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、または会長が欠けたときは、生活相談員がその職務を代理す

る。

(委員)

第7条 委員の任期は、1年とし、再任を防げない。

(運営)

第8条 委員会は、施設長が招集し、概ね3ヶ月に1回開催するものとする。また、必要な場合は、随時開催することができるものとする。委員会は、構成員の2/3以上の出席をもって成立する。ただし、出席者の中に、施設職員以外の福祉関係者1名以上含むものとする。

(入所の決定)

第9条 委員会は、合議により入所に関する調査・検討を行ない、入所の必要性が高い順に入所順位を決定するとともに、入所順位掲載名簿の整備、調整を行ない、これに基づいて入所の決定を行なう。

(入所の調整)

第10条 施設における適切な処遇および運営を図る上で、次の項目等を勘案して入所者決定の調整をする。

- ① 地域性（入所後の家族関係の維持等）
- ② 協力病院との協力、連携、施設の専門性（医療面における適正）
- ③ 施設の特性（ユニット型個室）
- ④ その他特別に配慮しなければならない個別の事情

(議事録)

第11条 委員会は、審議の内容を明確かつ詳細に記録(保険者市町村の意見を含む)した議事録を作成し、5年間保管するとともに、県又は市町村から求められた場合には、入所申込書及び家族等のプライバシーに配慮したうえでこれを提出するものとする。

(守秘義務)

第12条 委員会の委員は、業務上知り得た入所申込者及び家族等にかかる情報を他に漏らしてはならず、その職を退いた後もまた同様とする。

(説明責任)

第13条 施設は、あらかじめ入所判定等についての説明責任者や相談窓口を明確に定め入所希望者及び家族等から説明を求められたときには、適切な説明を行わなければならない。

(入所順位の評価基準)

第14条 委員会が入所順位を決定するに当たっての評価基準は、別表「入所申込者評価基準」（以下「基準」という。）によるものとする。

(入所順位)

第15条 委員会は、入所申込者の状況を調査のうえ、基準の評価項目ごとに点数化し、合計点を参考とし、入所の必要性の高い順に優先順位を付けるものとする。

(老人福祉法に基づく措置)

第16条 施設は、市町村から老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所依頼があった場合には、優先的な入所を決定することができる。ただし、当該決定を行なった場合には、後日決定内容について委員会に報告し、承認を得なければならない。

(特別な事由による入所)

第17条 次に掲げる場合においては、委員会の審議によらず、施設長の判断により入所を決定することができる。ただし、当該決定を行なった場合には、後日決定内容について委員会に報告し、承認を得なければならない。

- ① 災害や事件・事故等により、委員会を招集することができない場合
- ② 入所者が長期入院（概ね3ヶ月以上）により退所し、退院後において在宅生活が困難と判断された場合
- ③ 緊急性が認められる場合

④ 事故や災害の発生等の事情により、入所希望者の生命身体の安全確保の観点から施設入所が必要と判断した場合

(入所順位の見直し)

第18条 施設は、適宜入所申込者のその後の状況を再確認し、必要に応じて意見書を再提出させ、委員会の審議を得たうえで、入所順位を見直すことができるものとする。なお、著しく状況の変化があった入所申込者に関しては、意見書の再提出を求めたうえで、見直すものとする。

(入所順位の繰り下げ)

第19条 入所決定が通知されたにもかかわらず、申込者側の都合により入所辞退があった場合には、辞退の理由等を考慮のうえ、委員会において入所順位を最下位に繰り下げる等の措置を講ずることができるものとする。

(基準の改正)

第20条 本基準を改正する場合は、委員会出席者の2/3以上の賛成を得てできるものとする。

附則

この基準は、平成15年12月1日から施行する。

附則

この基準は、平成16年1月7日から施行する。

附則

この基準は、平成19年1月1日から施行する。

附則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。